

学校いじめ防止基本方針

旭市立三川小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめ防止に係る基本理念

- すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするとともに、いじめの早期発見に努める。
- 全ての児童等がいじめを行わず、及びほかの児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であり、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に旭市教育委員会、地域住民、家庭、その他関係者との連携を図る。
- いじめを未然に防ぐための取組や早期発見するための工夫や考え方、いじめの早期対応等に関して計画的に研修を行い、教職員の資質向上を図る。

3 いじめを未然に防止するための取組

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを認識し、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・児童の自己存在感と自尊感情を育むことができるよう、一人一人が認められ、お互いに相手を思いやるような学級経営の充実を図る。
- ・児童一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を展開し、確かな学力の向上を図ることにより、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。
- ・道徳の時間の指導を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることにより、「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識が強く持てるようにする。
- ・千葉県教育委員会による「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピアサポート）」による授業を実施し、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・どきどきタイム等による異学年交流や、総合的な学習の時間における福祉活動等を通して、

他者を思いやる心情を養う。

- ・小さな親切運動等を通して、自他のよさに気づくような機会を設ける。
- ・児童会による「命を大切にするキャンペーン」を実施し、児童自らがいじめ防止に対する意識を高められるようにする。
- ・研修等を通じて、教職員の不適切な言動が、いじめを助長することがあることを自覚し、児童の気持ちを大切にされた温かみのある教育活動に取り組む。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

(1) いじめの早期発見に向けて

「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全職員で児童を見守る。また、いじめの傍観者になることのないよう、児童に対しては「いじめを見過ごすことも許されない」という強い認識を持てるよう様々な機会を通じて指導していく。

- ・毎月一回、全児童を対象とした、いじめに関するアンケート調査を行い早期発見に努めるとともに、昼休み等授業時間以外の状況も含めた人間関係の観察を行う。
- ・全児童を対象とした、学級担任による教育相談週間を年2回設ける。(6月、10月)
- ・毎月の職員会議において、生徒指導に係る情報交換を位置づけ、いじめにつながるような人間関係等の変化について共通理解する。
- ・保健室前に「心の目安箱」を設置するとともに、教頭及び養護教諭等が、児童からの悩みごとの相談窓口となり、いじめの事実について随時把握できるようにする。
- ・学校及び法務局、県教育委員会等の関係機関が相談窓口を開設していることについて、児童及び保護者に周知する。

(2) いじめの早期解決に向けて

- ・児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、後述の「いじめ防止対策委員会」を開催し、その後の措置について組織的に対応する。
- ・いじめの事実があると思われるときは、速やかに関係児童等にその有無を確認するとともに、その結果について市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせるとともに再発を防止するため、校内の複数の教職員が、スクールカウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得ながら、いじめを受けた児童及びその保護者に必要な支援を行うとともに、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に必要な助言を行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、教室以外の場所の確保するなどの必要な措置を講じるとともに、いじめを行った児童に対する懲戒及び出席停止の措置について検討する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。

(3) 重大事態への対応

いじめを受けた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、若しくは、相当期間学校を欠席することを余儀なくされた場合等の重大事態が発生した場合には、旭市教育委員会の指導のもと、いじめ防止対策委員会がアンケート等の調査により事実関係を明確にする。また、その結果については、旭市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者に必要な情報を提供する。なお、犯罪行為として認められる場合には、所轄警察署に通報し、適切な援助を受ける。

5 いじめの防止等の対策のための校内組織

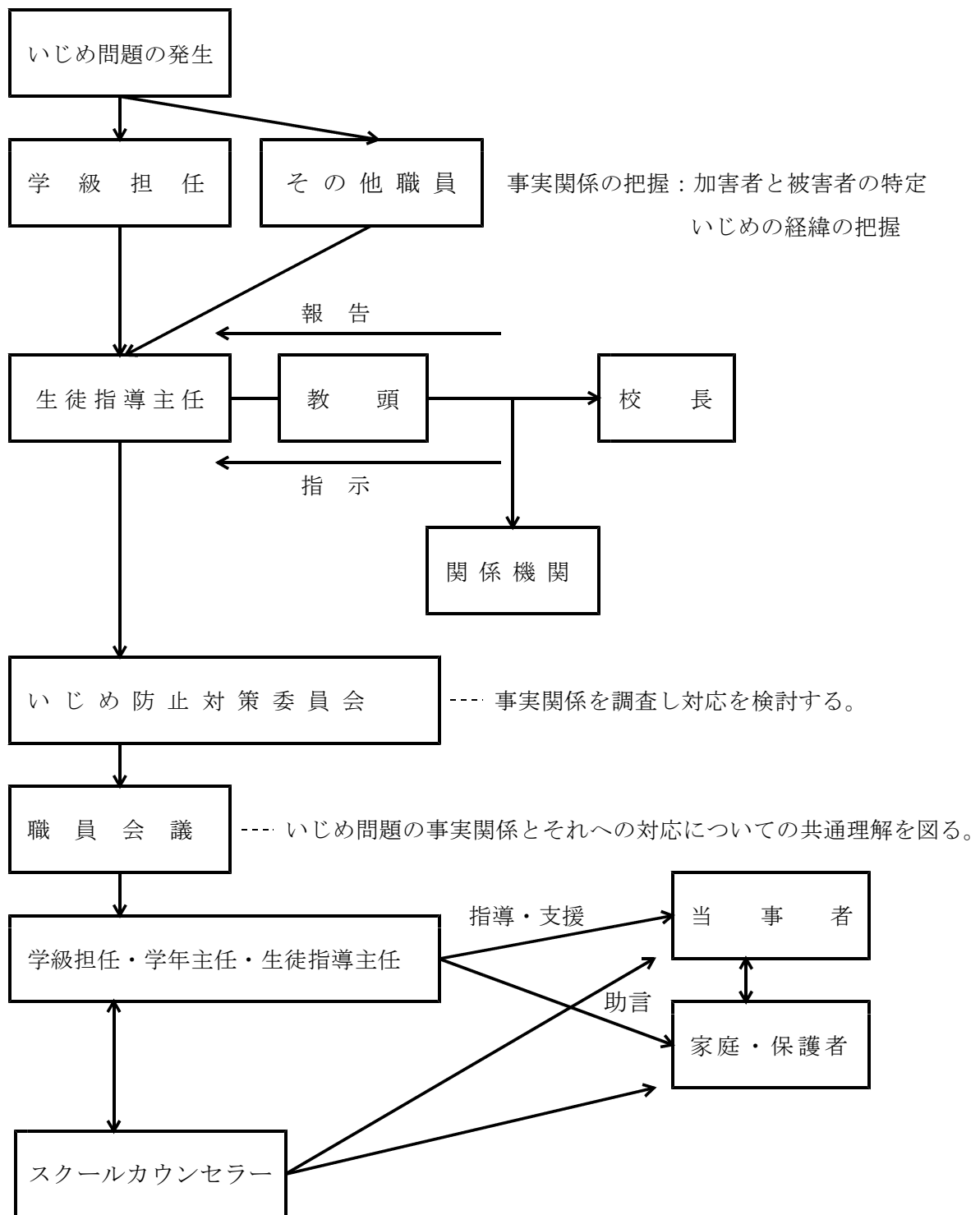
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」設置し、いじめ防止に向けた教育課程の編成、教職員の研修等について検討するとともに、いじめ問題が発生した場合の組織的を担うものとする。

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主任 当該学年主任 養護教諭
特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー等

6 本方針の公表及び点検、評価

- 学校、保護者、地域が連携していじめの防止に努めるため、本方針について保護者会、ミニ集会、学校評議員会議等の機会に公表する。
- いじめ問題の取組について、学校評価及び学校評議員会議等において点検、評価し、必要に応じて本方針を改定する。

■いじめ問題発生時の対応



- 留意点 児童や保護者との対応は、複数の職員で当たる。
いじめ問題を解決に係る対応について記録を残す。